

## 平成26年度 国立大雪青少年交流の家における環境配慮のための実施計画

平成26年8月22日

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成17年2月16日発効）、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）その他、地球温暖化対策に関する日本政府の取組及び国立大雪青少年交流の家（以下「交流の家」という。）運営計画を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等のための実施計画を、以下のとおり定める。

### 1. 目標

交流の家の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25年度比で6%削減することを目標とする。

### 2. 対象となる事務及び事業

本計画は、交流の家の事業全般を対象とする。

なお、業務委託者及び学外施設利用者に対しても、実状に応じた地球温暖化対策の実行指導を行うこととする。

### 3. 実施する措置

#### (1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

##### 1) 公用車の効率的利用等

- ① 走行距離、燃費等を把握するため、運転日誌を記帳する。
- ② 待機時のエンジン停止の励行など、環境に配慮した運転に努める。
- ③ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。（平成26年度は、プリウス、エスティマ、キャラバンに設置する。）
- ④ 制限速度を遵守する。
- ⑤ 定期的な車両の点検・整備を履行する。
- ⑥ 運行前・運行後点検を履行する。

##### 2) エネルギー消費機器の効率的運用等

- ① エネルギーを多く消費する旧型の機器（冷蔵庫、製氷機など）については、機器の使用状況を勘案し、エネルギー消費効率の高い機器への更新又は撤去を促進する。
- ② OA機器及び家電製品等は、こまめな電源の入り切り・省エネモードの設定に努める。
- ③ 電子レンジ、AV機器は、未使用時のコンセントプラグ取り外しに努める。

##### 3) 用紙類の使用量削減

- ① 会議資料の低減や事務手続きの電子化等、一層の簡素化に努める。
- ② 情報の内容に応じて、両面印刷、両面コピー、集約コピー（2IN1等）の徹底に努める。
- ③ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、可能な限り裏面の再利用に努める。

なお、裏面再利用に当たっては、個人情報データが含まれている用紙を使用しないように留意する。

- ④ 業務のペーパーレス化を推進するため、電子メール、文書・資料の磁気媒体保存等、電子メディア等の利用に努める。
- 4) 再生紙などの再生品や木材の活用  
コピー用紙やトイレットペーパー等の用紙類については、独立行政法人国立青少年教育振興機構「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従って、再生紙の購入に努める。  
また、文具類、機器類、作業服等については、再生材料から作られた物の購入に努める。
- 5) ハイドロフルオロカーボン(HFC)の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進
  - ① 冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入（更新）に当たっては、代替物質を使用した製品やハイドロフルオロカーボン(HFC)を使用している製品のうち、地球温暖化への影響のより小さい機器を導入する。
  - ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。
- 6) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択
  - ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等を事前に確認する。
  - ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品を優先的に調達する。
  - ③ 資源採取から廃棄までのライフサイクル全体について、温室効果ガスの排出抑制等を考慮した物品を極力選択する。
- 7) 製品等の長期使用等
  - ① 売店等におけるレジ袋の使用や使い捨て容器包装による販売の自粛を呼びかける。
  - ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
  - ③ 机、事務用品の不具合、更新を予定しない電機製品等の故障の際は、極力、修繕することとし、使用の長期化に努める。
  - ④ 保守・修理サービス期間の長い製品を極力使用する。
- 8) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し  
自動販売機の設置実態を精査し、エネルギー消費の少ない機種への変更を促進する。
- 9) ごみの削減  
事務室における紙ごみの再利用・ごみの削減を推進するため、ゴミ箱の撤去・集中化を検討する。
- 10) メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制  
交流の家から排出される生ごみ等は、極力、直接埋め立ての方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

(2) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- ① 電気使用量の削減目標として、文部科学省大臣官房通知による電力需給対策に関する節電目安(平成26年度夏季節電目安 北海道電力管内 ▲7.1%)を達成するよう努力する。
- ② 家電製品等の適正時期における省エネルギー型機器への更新を徹底する。
- ③ 館内の不用な電気の消灯に努める。
- ④ 夏季における軽装の実施を推進する。
- ⑤ 水曜日の定時退庁、超過勤務の縮減の継続実施に努める。
- ⑥ 給湯機器及び冷蔵庫の効率的使用に努める。
- ⑦ O A機器などで長時間使用しない場合はコンセントから外すなど、エネルギー使用量の抑制に努める。
- ⑧ 職員・勤務業者・利用者から、エコ標語を募集し館内に掲示するなど、地球温暖化対策への意識向上に努める。
- ⑨ ボイラー運転監視委託業者に指示し、暖房運転時における適切な温度管理を実施し、燃料の使用量を適切に管理する。
- ⑩ 水の有効利用として、既設便所改修時に節水対応器具の取付けを促進する。

(3) 研修支援利用にあたっての配慮

利用者に向けて、所内掲示やリーダー会議等において、エネルギー使用量抑制(節電等)について協力を呼びかけ意識啓発を実施する。

(4) ペットボトルキャップ、新聞紙等資源ごみの地域団体への提供

資源ごみを地域団体への提供による再資源化・再利用に供していただくことを通して、地域団体への貢献も併せて実施する。

4. 本計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 交流の家の温室効果ガス削減計画を的確に推進するため、全所的な推進体制を整備し、取り組むこととする。
- (2) 削減実施状況について点検を行い、その結果を適切な方法で公表する。

以上